

文化振興基金条例

平成三年三月二十二日

条例第一号

改正 平成八年三月二十二日条例第十号
平成二十三年七月十九日条例第四十一号
令和二年三月二十七日条例第五号
令和三年三月二十六日条例第十四号

文化振興基金条例をここに公布する。

文化振興基金条例

(設置)

第一条 次に掲げる目的のために必要な財源を確保するため、文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

一 文化の振興

二 「国際芸術祭「あいち」」の開催及びその開催の目的に資する活動に対する支援

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金への繰入れ)

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、全て基金に繰り入れなければならない。

(運用)

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する目的のために必要な財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十二日条例第十号）

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年七月十九日条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月二十七日条例第五号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十六日条例第十四号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。